

取扱注意

# デジタル行財政改革における取組み (ライドシェア関係)

---

国土交通省  
物流・自動車局

# デジタル行財政改革における取組み(ライドシェア関係)

## 【第1回 デジタル行財政改革会議(令和5年10月11日)総理指示】

齊藤大臣においては、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、タクシー・バス等のドライバーの確保や、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用などの検討を進め…(中略)…てください。

## 【第2回 デジタル行財政改革会議(令和5年11月22日)総理指示】

齊藤大臣においては、松村大臣と協力して、規制改革推進会議での議論をしっかりと踏まえ、あらゆる選択肢を排除せず、都市部を含め、タクシーの規制緩和やライドシェアについての喫緊の課題への対応策の議論を加速し、年末に報告してください。

これらを踏まえて、国土交通省として、以下のとおり対応

### 【実施済み】

タクシー不足に対応する緊急措置に基づき、

- 地方部でのタクシー営業所維持のための設備・台数要件の緩和
- 事業者協力型自家用有償の協力類型の追加
- 複数のタクシー事業者が連携して行う乗合タクシーの運行(京都)
- タクシー乗り場の混雑解消のためのポーターの配置(東京駅・京都駅)

### 【今後の取組み】

デジタル行財政改革会議(規制改革推進会議 地域産業活性化WG)で以下について議論

- 地域における自家用車・ドライバーの活用方策(自家用有償旅客運送の使い易さ等)
- タクシー・バス等のドライバーの確保(地理試験の見直し等)

- タクシーの供給が需要に追いつかないエリア・時間帯が生じていることに鑑みて、以下の対策を緊急的に実施する。
- 引き続き、その他の施策も関係者と調整しながら進める。

### 1. タクシーの供給力の徹底的な回復に向けた取組

- 女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進
- 新規採用や2種免許取得の支援、2種免許保有者へのPR
- 配車アプリの複数導入・タブレット統合の促進
- 富裕層向けタクシー・ハイヤーの導入の促進
- 事業者間における運行管理共同化の早期実施
- 地方部でのタクシー営業所維持のための設備・台数要件の緩和
- 個人タクシー運転者が地域交通に貢献できる制度の創設



配車アプリ

### 2. 自家用有償（全国700団体）の徹底的な活用に向けた取組

- 運賃の見直し（「タクシーの約1/2→約8割」として運転者の適正報酬を確保）
- 事業者協力型自家用有償の協力類型の追加
- 自家用有償への配車アプリの導入の促進



自家用有償旅客運送


### 3. タクシー不足が指摘されている観光地域の対策

- 複数のタクシー事業者が連携して行う乗合タクシーの運行（京都）
- タクシー乗り場の混雑解消のためのポーターの配置（東京駅、京都駅）
- 他の営業区域からの応援による繁忙期対策（ニセコ）
- 主として観光客が利用する乗合バス路線（観光地直行型バス）の創設（京都）



京都駅～金閣寺間の乗合タクシー

- 市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する、有償の旅客運送。
- 現在は、省令により「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」のみが認められている。

<p><b>種類</b> ※数値はR4.3.31時点</p>	<p>(交通空白地) <b>670団体、4304車両</b> (福祉) <b>2470団体、14456車両</b></p>	
<p><b>利用者</b></p>	<p>(交通空白地) <b>地域住民・観光客</b> (福祉) <b>介護を必要とする者</b></p>	
<p><b>提供体制</b></p>	<p>(運送主体) 市町村、NPO法人等 (使用車両) <b>自家用車（白ナンバー）</b> (ドライバー) <b>第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等</b></p>	
<p><b>運送の対価</b></p>	<p>① 法律により、「<b>実費の範囲内</b>」の収受が認められている。 ② タクシーの2分の1を目安（今後、タクシーの約8割を目安とし、運転者の適正報酬を確保）。</p>	
<p><b>登録要件</b></p>	<p>① <b>安全体制を確保</b>すること（<b>運行管理・整備管理の責任者の選任等</b>）。 ② <b>地域の関係者</b>（※）において<b>協議が調う</b>こと。 （※）地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等</p>	

第78条 自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

☆許可に当たっては、運行管理・整備管理体制の整備及び保険等の加入などを求めている。

### 【活用例】

#### ①通学通園のため、学校等が自家用自動車で行う有償旅客運送

(1) 乗客：当該学校等の生徒・児童

(2) 運行範囲：許可にあたり、特定された送迎ルート



#### ②福祉タクシー事業者が行う、訪問介護員等による自家用自動車による有償旅客運送



pixta.jp - 50095655

#### ③繁忙期におけるトラック事業者が行う、自家用自動車で行う有償貨物運送



#### ④車積載車により事故車等の排除業務にあたる場合の自家用自動車で行う有償貨物運送



- ・**タクシー会社の営業所ごとの最低車両台数の緩和**（従来の一律5台を今後は地域により1台まで可能に）
- ・**休憩施設、車庫、営業所の施設設置要件の緩和**（他の施設の一角を営業所等として活用可能に）
- ・**事業者間の遠隔点呼を可能とする運行管理のDXの推進**
- ・**地方部にUターン・Iターンする個人タクシー事業の経験者の活用**
- ・**タクシーと乗合タクシーの事業用車両の併用の柔軟化**
- ・**過疎地域において、乗合タクシー事業者が自家用車を活用できる制度の創設**
- ・**地理試験の廃止（検討中）**
- ・**採用した運転者の法定研修期間の短縮（検討中）**

移動難民解消のための利用者起点の規制改革について（意見）  
（一部抜粋）

令和5年 11 月 13 日

落合 孝文

川邊 健太郎

國峯 孝祐

瀧 俊雄

中室 牧子

堀 天子

間下 直晃

※左記7名は、  
規制改革推進  
会議の有志委員

移動難民を解決するため、安全性の確保を大前提として、ライドシェアについて以下の検討を行うべき。

1 短期的対策 ※ 年内目途に具体的方針決定

(1) 道路運送法 78 条 2 号について

自家用有償旅客運送について交通空白地の解釈のさらなる拡大、運行区域や料金についての協議義務を撤廃、株式会社の追加等について検討すべき。

(2) 道路運送法 78 条 3 号について

安全を確保しつつ、ドライバー不足を補完できるよう、都市部や観光地も含み、かつ新規の事業者も参入できる新たな制度を緊急に創設すべき。

(3) 二種免許の緩和等

車両やナビゲーションシステムにおける技術進歩…（中略）…をふまえ、タクシードライバーに課される…（中略）…地理試験等についても、現状に則したものになるように見直し、適切に緩和していく必要がある。

2 第二ステップ（新業態として新法の制定）※ 年度内目途に具体的方針を決定

ライドシェア事業に適切に規制を課すためには、法律上の明確な位置づけが必要。

来年を目途に、ライドシェア事業を新たに位置づける法律の制定を検討すべき。

その際、海外の規制等も参考に徹底的な安全対策を実施することが必要である。また、「利用者起点」の観点から適切なルールを設計すること、幅広い担い手を創出できるようにすること、事業者の新規参入を促進することも重要。

加えて、フリーランス・事業者間取引適正化法の適切な執行等を通じたドライバーとの取引適正化や就業環境の整備についても同時に取り組むべき。

また、上記の対応と同時に、タクシーの規制改革も必要。

特に、タクシー特措法は、車両数をベースとした規制となっており、目下の人手不足を反映した体系となっていない。そのため、同法の撤廃、少なくとも特定地域・準特定地域の指定要件や許可要件の見直しを行うべき。

また、営業区域の見直し、点検整備の頻度の見直し、ソフトメータやダイナミックプライシングの普及促進、書面のDX化等、ドライバーが働きやすい環境整備にも取り組むべき。

## 規制改革推進会議における議論の状況

### 1. 想定されるスケジュール

#### (1) 年内の議論

##### 「地域の自家用車・ドライバーの活用」

- ・ 道路運送法第78条第2号の自家用有償を活用する際の不都合の解消
- ・ 道路運送法第78条第3号に基づく自家用車・ドライバーの活用

##### 「タクシー・バス等のドライバーの確保」

- ・ 地理試験のあり方の見直し（廃止も含め見直し）

#### (2) 年明け以降の議論

- ・ 残された課題の検討

\* 第2回WGにおける有志委員意見では、年度内目途に具体的方針、来年を目途に新業態としての新法の制定

### 2. 関係者の主な問題意識

(1) 自治体等：生活交通、観光対策が急務。そのためにまずは法第78条第2号、第3号の運用上の改善を希望

(2) タクシー事業者：タクシーに対する規制緩和が先決

(3) 一部経済人等：新しい産業を興すため早急に新法が必要

(4) 国交省：地域の課題解決は急務。新業態のための法改正については、幅広い論点について丁寧な議論と合意形成が必要。